



市税の休日納税相談

平日の納税相談が困難な方ぜひご利用ください。
 日時1月29日、9時～16時
 問合せ収税課へ内線1074

文化財防火訓練

1月26日は、文化財防火デーです。市にも多くの文化財があり、郷土の歴史的財産を守るため、防火訓練を実施します。ぜひご参加ください。
 日時1月21日、9時～10時30分
 場所円光寺(柏原) 問合せ社会教育課へ内線5674

女性人権擁護委員による特設人権相談所を開設

家庭内のものめごと、結婚、離婚、相続、夫や恋人からの暴力、女性特有の人権問題、近隣関係などでお困りの方の相談を女性の人権擁護委員がお受けします。秘密は厳守されますので、お気軽にご利用ください。
 日時2月8日、10時～15時
 問合せ市民相談室へ内線1141

産業労働センターの無料相談会

日時2月15日、14時～16時
 内容専門家による法律、税務経営、金融、労働などの相談
 対象市内商工業者と市内在住・在勤の勤労者、求職者 申込み2月8日 までに同センターへ 2946 7643

確定申告などに必要です

成人用おむつ代の医療費控除/1年目：おむつ代の領収書と医師のおむつ使用証明書¹の添付が必要 2年目以降：要介護認定者で当該年に作成された主治医意見書の内容から、おむつ使用の必要が認められれば、おむつ使用証明書²に代わり、市の「確認書³」の添付で控除が可能
 高齢者の障害者控除/65歳以上の方で、23年12月31日現在、要介護認定を受けている方は、市の証明書添付が必要(身体障害者手帳所持者を除く)
 問合せ介護保険課へ内線1557

高額医療・高額介護合算制度

この制度は、医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減するための制度です。

■支給要件・支給額

世帯内の後期高齢者医療制度の加入者の方全員が1年間(8月1日～翌年7月31日)に支払った医療費と介護保険サービスの利用料を合算し、下表の自己負担限度額を超えた場合、申請により、超えた額が高額介護合算療養費として支給されます。ただし、後期高齢者医療費か介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象外となります。

■世帯における医療・介護の自己負担限度額(年額)

所得区分	後期高齢者医療制度 + 介護保険
現役並み所得者 (被保険者証の負担割合が3割の方)	67万円
一般(、、以外の方)	56万円
低所得 (世帯員全員が市民税非課税の方)	31万円
低所得 (のうち世帯員全員の所得が0円で、年金収入が80万円以下の方)	19万円

自己負担額には、食費・差額ベッド代などは含まれません

■支給申請手続きなど

支給対象となる被保険者の方には、申請の案内を送付しますので、届いた方は高齢者支援課の窓口申請してください。なお、22年8月から23年7月の間に他市町村から転入した方、ほかの医療保険から後期高齢者医療制度に移られた方には案内を送付できませんので、上記の支給要件を参考に、対象となるか確認をお願いします。具体的な手続きやご不明な点は、お問い合わせください。

問合せ高齢者支援課へ内線1574

源泉徴収票が送付されます

老齢年金を受けている方に、1年間の年金の支払総額を記載した「源泉徴収票」が1月下旬に送付されますので、確定申告の際に提出してください。また、紛失したときは再発行できますので、所沢年金事務所かねんきんダイヤル(0570 05 1165)までお問い合わせください。

なお、障害年金・遺族年金は課税の対象となっていないため、送付されません。

店舗・住宅のリフォーム工事費の一部を補助

要件市内在住で、住宅などを所有し、次のすべてに該当する方 市税などを滞納していない 店舗が住宅の改修工事に係る他の補助を受けていない 工事の条件 屋根、外壁、居室などの改修で、建築基準

法に定める建築確認がいらぬ簡易な工事 補助決定後に市内業者が施工し、24年3月31日までに終了する 税抜き工事費が20万円以上 補助金額 住宅：税抜き工事費の100分の5(千円未満は切り捨て)で限度額10万円 店舗：税抜き工事費の100分の10(千円未満は切り捨て)で限度額30万円 施工前に申請が必要。審査あり。予算がなくなり次第、受付終了 問合せ商工業振興課へ内線2552

市内の放射線量の測定結果

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、市内の空間放射線量の測定を毎月実施しています。また、日常の放射線量に対する相談を環境課でお受けしています。

測定場所・測定方法

市内を2kmメッシュに区切り、その中心付近の比較的市民が多く集まる代表的な公共施設15地点で、地表から5・50・100cmの高さで測定を実施しました。

空間放射線量測定結果(測定日12月13日)

測定場所	測定値 マイクロシーベルト/時			年間換算値 ミリシーベルト/年		
	5cm	50cm	100cm	5cm	50cm	100cm
こども動物園	0.071	0.066	0.063	0.373	0.347	0.331
下奥富運動公園	0.085	0.088	0.085	0.447	0.463	0.447
新狭山地区センター	0.104	0.099	0.093	0.547	0.520	0.489
水富小学校	0.063	0.065	0.058	0.331	0.342	0.305
西中学校	0.065	0.062	0.059	0.342	0.326	0.310
中央中学校	0.097	0.099	0.089	0.510	0.520	0.468
寿荘	0.091	0.081	0.068	0.478	0.426	0.357
愛宕神社児童遊園地	0.091	0.090	0.086	0.478	0.473	0.452
笹井小学校	0.080	0.077	0.069	0.420	0.405	0.363
狭山稲荷山公園	0.073	0.068	0.068	0.384	0.357	0.357
富士見公民館	0.089	0.086	0.081	0.468	0.452	0.426
狭山台幼稚園	0.080	0.071	0.067	0.420	0.373	0.352
赤坂の森公園	0.076	0.076	0.071	0.399	0.399	0.373
南小学校	0.069	0.066	0.067	0.363	0.347	0.352
入曽運動広場	0.073	0.068	0.063	0.384	0.357	0.331

測定値の評価

年間換算値では、国際放射線防護委員会(ICRP)の平常時の放射線量の限度(自然放射線量等を除く)年間1ミリシーベルトをすべての地点で下回っていました。

問合せ環境課へ内線3681

受付期間2月8日～20日(土・日曜日を除く) 対象次のいずれにも該当する事業主
市内に事業施設・設備を有し、申請時に操業している
常時雇用する従業員が100人以下(卸売業、小売業、サービス業を主とした事業の場合20人以下) 市税を滞納していない 補助範囲23年1月～12月の納付した掛け金の25%以内で、従業員一人当たり4千円を限度 問合せ商工業振興課へ内線2554

不用品の登録制度

は有料 は無料 は応相談
譲ります チャイルドシート
足用マッサーシ器 電子

「平成24年経済センサス活動調査」にご協力を
日本の全産業分野における事業所と企業の経済活動状況を明らかにすることを目的として、調査を実施します。対象となる事業所・企業には、1月下旬に調査員が伺いますので、ご協力をお願いします。
調査期日2月1日 対象民営の事業所と企業(一部事業所・企業を除く) 問合せ総務課へ内線3534

石油ストーブの火災に注意
節電の影響で石油ストーブの使用が増えているため、注意が必要です。取扱説明書をよく読み、器具の正しい取り扱いなどを確認しましょう。また、使用するときには次のことにもご注意ください。
使用する前には必ず、点検整備を行う 給油するときは、必ず火を消し、油種を確認する
燃料給油後は、しっかりとふたが閉まっていることを確認する 洗濯物をストーブの上

に干したり、近くで乾かしたりしない カーテンや家具などの燃えやすい物の近くにストーブを置かない ストーブの近くにスプレー缶を置かない
問合せ予防課へ 2953 7113
冬のエコライフDAYにチャレンジ
毎日のちよつとした行動で、地球温暖化の原因の二酸化炭素を減らすことができます。暖房などでエネルギーの使用量が増える冬、チェック

シートを使って、エコライフDAYに挑戦しましょう。
配布場所環境課 地区センターなど 問合せ環境課へ内線3671
無料耐震診断・リフォーム相談会
日時3月18日、10時～16時
場所産業労働センター 対象2階建て以下の木造戸建て住宅 申込み2月20日～3月16日 に建築確認図面が各階平面図を持って建築審査課へ内線2177

中小企業退職金共済掛金の補助制度

この制度は、退職金制度を持つことが困難な中小企業が相互共済と国の援助で退職金の支払いを可能にするための国の制度です。この共済に加入し、掛け金を納付している事業主の方に、平成23年分の掛け金の一部を市が補助します。なお、すでに市から36か月の補助を受けた従業員の掛け金は対象外ですので、ご注意ください。

ピアノ フォークギター
籐製ついたて(折り畳み式)
水槽 剣道具・防具一式
エレクトーン ミシン 和装雑貨 ブランド ミシン
ン ひな人形(ケース入り)
譲ってください シングルベッド 釣り道具 折り畳み式パイプベッド(シングル)
こたつ 剣道胴着(小・中学生用) 水槽(幅60cm) カセットテーブルコーダー 工業用ミシン ロックミシン(卓上用) 利用は市内在住の20歳以上の方に限ります。交渉は本人同士で行い、トラブルの際も対処してください 問合せ登録月～土曜日、9時～16時(祝日を除く)に不用品登録専用電話へ 2954 4953